

「放課後子ども総合プラン」の推進

趣旨・目的

○ 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

取組の現状

放課後子供教室 (文部科学省)

放課後児童クラブ (厚生労働省)

趣旨 **すべての子供を対象として、学習支援や多様なプログラムを実施**

共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供

H29予算(案)

64.3億円の内数 (28予算額 : 62.9億円の内数)

725.3億円 (28予算額 : 574.8億円)

実施か所数
(クラブ児童数)

16,027か所 (平成28年10月)

23,619か所 (1,093,085人) (平成28年5月)

実施場所

小学校 75.5%、その他 (公民館、中学校など) 24.5% (平成28年10月)

小学校 53.7%、その他 (児童館、公的施設など) 46.3% (平成28年5月)



今後の方向性

【4つの推進方策】

- 市町村行動計画等に基づく計画的な整備
- 学校施設の徹底活用
- 共通プログラムの充実
- 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の充実

国全体の目標 (平成31年度末まで)

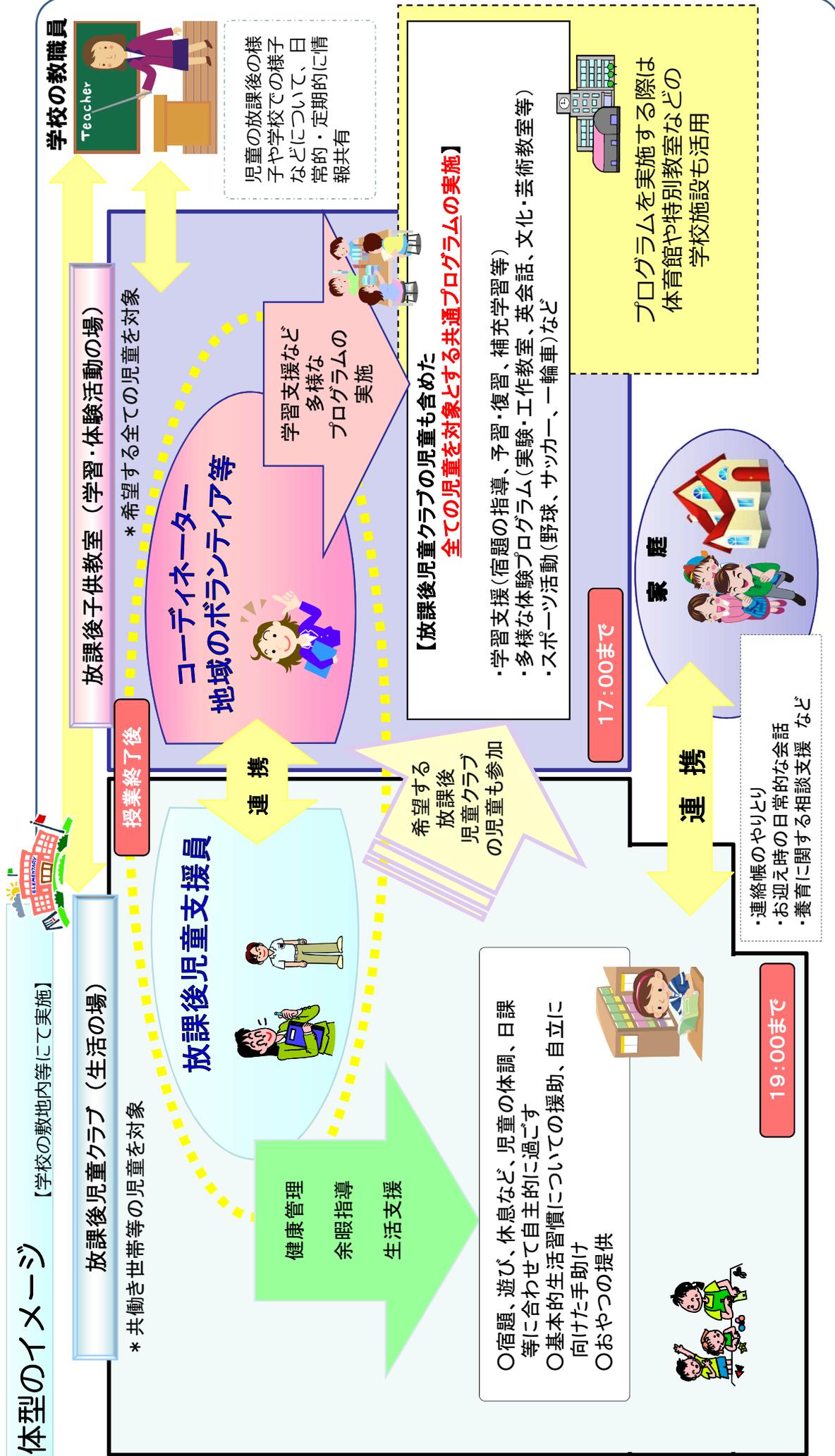
- **全小学校区 (約2万か所)** で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち**1万か所以上**を一体型で実施
- **放課後児童クラブ**について、**約30万人分**を新たに整備 (約94万人⇒約122万人)
- **新規開設分の約80%**を**小学校内で実施**

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

一体型とは

- 共働き家庭等も含めた全ての就学児童を対象に、共通の活動場所において多様な共通プログラムを実施
 - 活動場所は学校の余裕教室や特別教室（家庭科室や理科室、ランチルーム等）、学校敷地内の専用施設等の安心・安全な活動場所を活用
- ※放課後子供教室の開催日数は、各地域の実情等に応じて実施

一体型のイメージ



一体型の計画的な整備を推進するための具体的な方策

放課後子どもプログラムの推進（平成19年度から実施）

- 放課後児童クラブ（厚生労働省）と放課後子供教室（文部科学省）の連携を推進【主な成果】市町村毎の運営委員会への教育委員会及び福祉部局担当者の参画や、両事業の指導者研修の合同開催等【主な課題】放課後児童クラブと放課後子供教室の連携が不十分、学校施設の活用が不十分 など

放課後児童クラブと放課後子供教室を一体型で行うメリット

1. **学校の余裕教室等を活用**することにより、**児童にとって安心・安全な居場所を確保**するとともに、**学校と連携した取組を推進**
2. **放課後児童クラブの児童も含めた全ての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供**

一体型を推進するための具体的な方策

1. 学校の余裕教室等の徹底活用（小学校内で実施する放課後児童クラブ【現在約53%】）

- ◆放課後に使用していない教室の**一時的利用**（ex:家庭科室や理科室、ランチルーム）を含めた利用促進及び地方公共団体での学校施設の活用に関する好事例を紹介
- ◆実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に**管理運営の責任の所在を明確化**

2. 学区毎の協議会を新たに設置

- ◆**活動プログラムの企画段階から、両事業の関係者や学校関係者などが参画する場として新たに学区毎の協議会を設置**し、活動プログラムの内容や学校施設の活用等について具体的に検討

3. 総合教育会議の活用（教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として設置）

- ◆平成26年6月に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」において、**新たに設置された「総合教育会議」を活用**し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、**総合的な放課後対策の在り方について十分協議**

文部科学省では「新教育委員会制度への移行に関する調査」を実施。平成27年12月1日現在、総合教育会議において「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」について協議を行った自治体は、8都道府県・指定都市、130市町村。

4. 市町村における新たな数値目標の設定

- ◆平成26年4月に改正された「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画策定指針において、市町村行動計画に**一体型の課後児童クラブと放課後子供教室の目標事業量等を新たに記載**

5. 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

- ◆大学生・企業OB、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、**多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供**

地域学校協働活動推進事業

【補助率】

(前年度予算額 6,295百万円)
29年度予算額 6,435百万円

国 1/3
都道府県 1/3
市町村 1/3

近年、子供を取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子供たちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し、社会総がかりで教育を行うことが必要。平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）や平成28年1月の「次世代の学校・地域」創生プランに基づき、幅広い地域住民や企業・団体の参画により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、「**地域学校協働活動**」を推進するため、地域と学校をつなぐコーディネーターの配置や機能強化により、基盤となる「**地域学校協働本部**」の整備を推進するとともに、学びによるまちづくりや地域人材育成、放課後子供教室、地域住民等による学習支援（地域未来塾）、外部人材の活用による土曜教育の取組を通じて、社会全体の教育力の向上及び地域の活性化を図る。

【子供たちの成長】

大学生等もボランティア等として参画



放課後子供教室

～放課後子ども総合プランの推進～

(前年度予算額:6,295百万円の内数)
29年度予算額:6,435百万円の内数
地域学校協働活動推進事業の一部で実施

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、厚生労働省と連携して総合的な放課後対策を推進

放課後子供教室

(文部科学省)

地域コーディネーター

連携・協力

教育活動推進員 教育活動サポーター

(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

特別支援 サポーター

(特に配慮が必要な子供たちへの支援)

参画

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、文化・芸術団体等の様々な地域人材

特別支援学級の介助員、ホームヘルパー有資格者、障害者施設実務経験者など

『放課後子ども総合プラン』 として、実施 (H26.7月策定)

〈学校区毎の協議会などで一休型・連携型の取組を促進〉
双方で情報共有

放課後児童クラブ

(厚生労働省)

放課後児童クラブ支援員

放課後児童クラブに参加している子供が
放課後子供教室の共通プログラムに参加

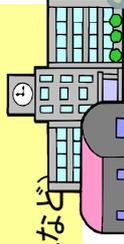
【共通プログラムの例】

○室内での活動

- ・学習支援(予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など)
- ・多様な体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室など)

○校庭・体育館での活動

スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)



平成31年度末までの目標を前倒して実現！

- ①全ての児童を対象とした学習プログラムの強化・充実
- ②放課後児童クラブと一休型又は連携型の放課後子供教室を計画的に整備(特に一休型の取組を加速化)

※一休型推進のインセンティブとして、放課後児童クラブと一休型の放課後子供教室の設備整備やICTを活用した学習支援のための備品整備について、「未来への投資を実現する経済対策」(平成28年8月2日閣議決定)に記載

【H28年度】
15,500か所
半数は放課後児童クラブと一休型

【H29年度】
17,750か所
半数は放課後児童クラブと一休型

【H30年度】
20,000か所
半数は放課後児童クラブと一休型

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、2019年度末までに放課後児童クラブを約122万人分整備(2014年度以降追加的に30万人分を整備)全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余剰教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

(平成9年の児童福祉法改正により法定化(児童福祉法第6条の3第2項)：平成10年4月施行)

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

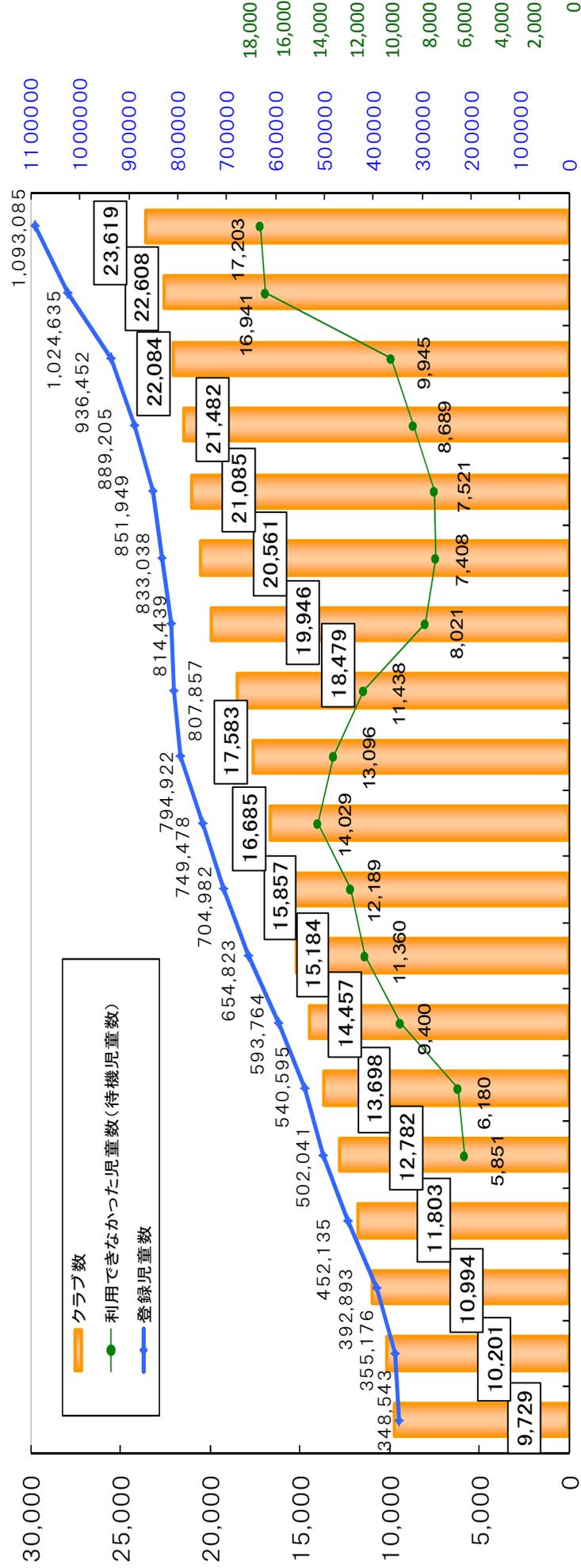
【現状】(平成28年5月現在)

- クラブ数 23,619か所
(参考：全国の小学校19,655校)
- 支援の単位数 28,198単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,093,085人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,203人

【今後の展開】

- 「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、
 - ・「放課後子ども総合プラン」に掲げる平成31年度末までの約122万人分の受け皿確保を、平成30年度末に前倒して実施することを目指す。
 - ・放課後児童支援員の処遇改善等を進める。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



10年 11年 12年 13年 14年 15年 16年 17年 18年 19年 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年

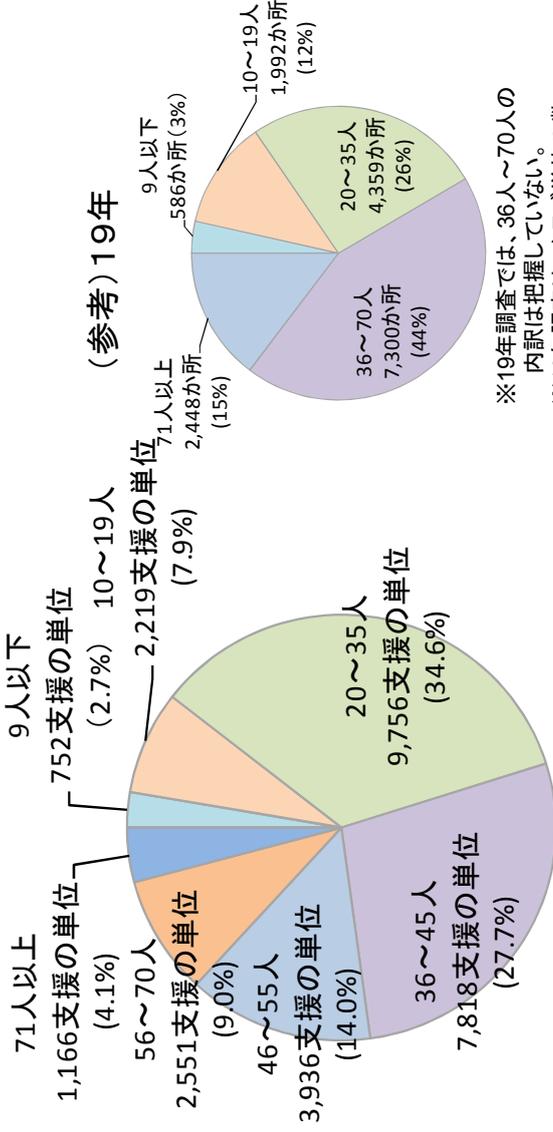
※各年5月1日現在(総務課少子化総合対策室調)

放課後児童クラブの現状①

※平成28年5月1日現在（総務課少子化総合対策室調）

○登録児童数の規模別の状況

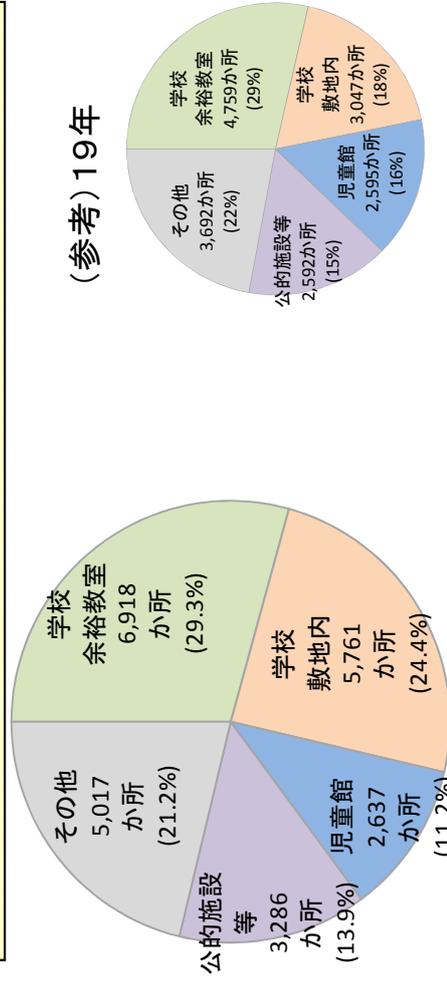
登録児童数の人数規模別で見ると、45人までの支援の単位が全体の約73%を占めている。



※19年調査では、36人~70人の内訳は把握していない。
※19年調査は、クラブ単位の数

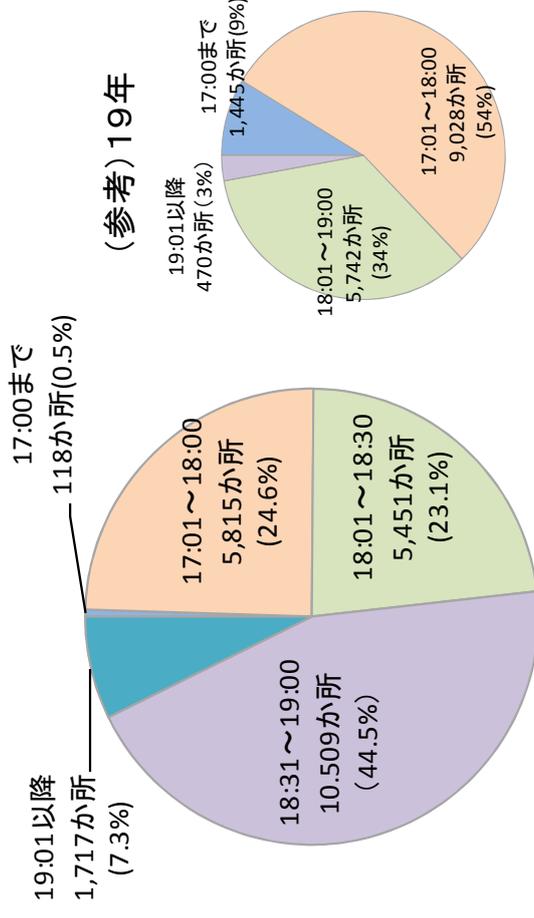
○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約54%、児童館が約11%であり、これらで全体の約65%を占めている。



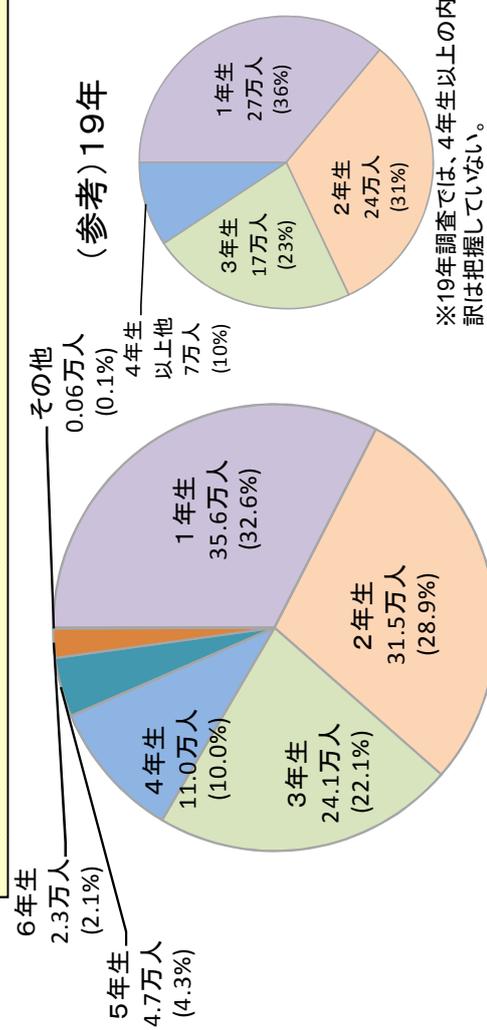
○終了時刻の状況(平日)

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約52%を占めており、増加傾向にある。



○学年別登録児童数の状況

小学校1年生から3年生までで全体の約84%を占めている。また、小学校4年生の占める割合が約9%から約10%と増加傾向にある。

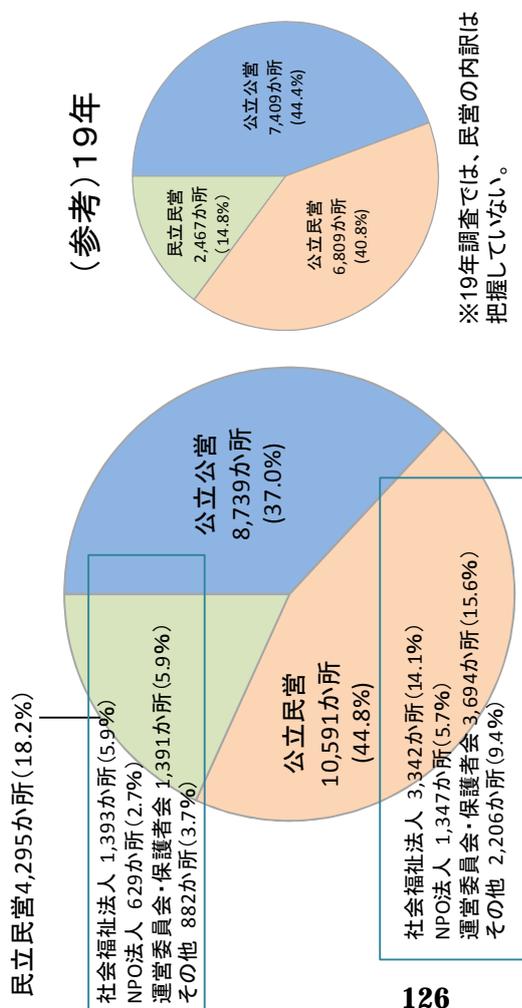


※19年調査では、4年生以上の内訳は把握していない。

放課後児童クラブの現状②

○設置・運営主体別実施状況

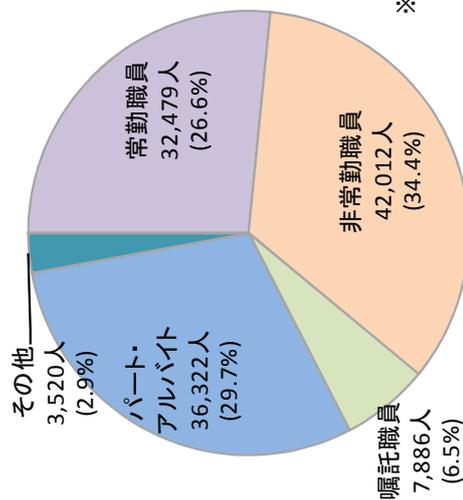
設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約37%、公立民営のクラブが約45%、私立民営が約18%を占めている。



○放課後児童支援員等の状況

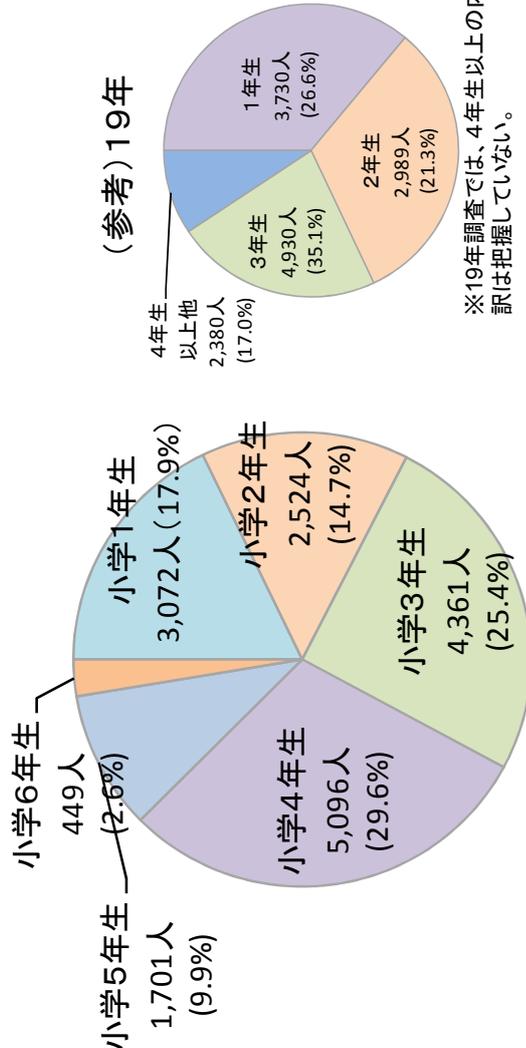
①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約27%を占める。



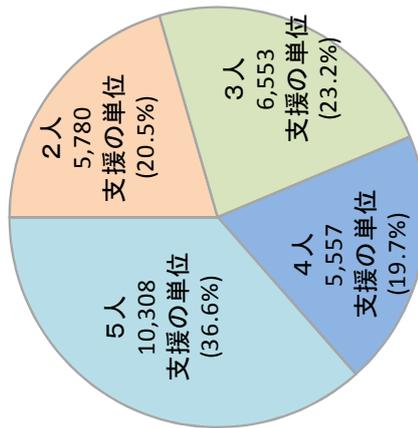
○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、小学4年生以上の占める割合が約37%から約42%へと増加している。



②支援の単位あたりの人数

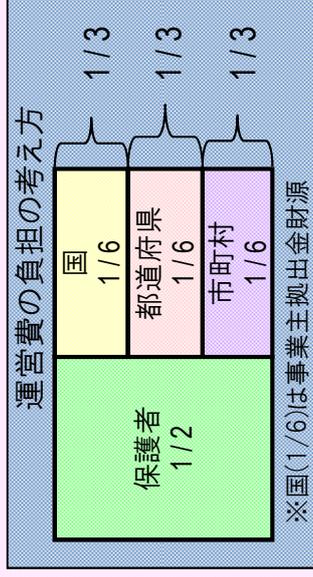
5人以上配置しているところが全体の約37%を占める。



放課後児童クラブ関係・平成29年度予算(案)のポイント

○「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末までに前倒して実施するため、施設整備費の補助率高上げを継続するとともに、運営費補助基準額を増額するほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(28年度 574.8億円)
 受入児童数の拡大1,138,801人(28年度)→1,177,959人(29年度)[約3.9万人増]



平成29年度予算(案)の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率高上げ【平成28年度からの継続】

○公立の場合:(高上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(高上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村 1/6

※補助率高上げとともに、社会福祉法人等としていた整備費補助の対象事業者を、株式会社、NPO法人等の法人格を持つ団体へと拡大

2 運営費補助基準額の増額【拡充】

○児童数40名の場合
 H28年度 年額374.4万円 → H29年度 年額430.6万円(+56.2万円)

3 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善【新規】

放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善(1人あたり年額12.4万円~37.2万円)を図る。

※現在、18:30を超えて開所するクラブに対し処遇改善のための補助を実施しているが、これに加え、新たな処遇改善のための補助の仕組みを導入。

4 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。

5 賃貸借等により実施する放課後児童クラブの防災対策【拡充】

民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用の補助を行う。

6 障害児受入強化推進事業の充実【拡充】

障害児5人以上の受入れ要件を、3人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費の補助を行う。

(参考)



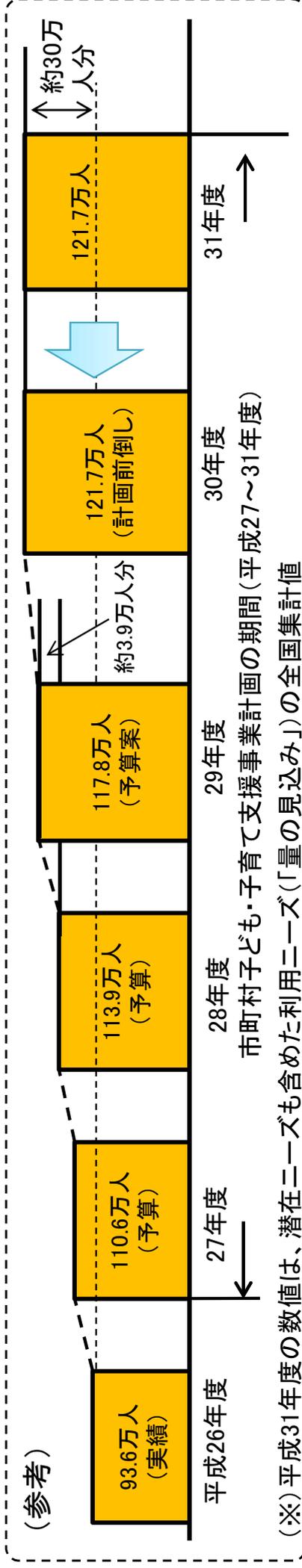
(※)平成31年度の数値は、潜在ニーズも含めた利用ニーズ(「量の見込み」)の全国集計値

放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化総合対策室

○ 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進する。

○ 放課後児童クラブ関係予算 725.3億円(574.8億円)



子ども・子育て支援交付金(内閣府所管):
1,076億円の内数(982億円の内数)

1. 運営費等 587.8億円(446.0億円)

(1) 量的拡充(「放課後子ども総合プラン」による量的拡充のための市町村への支援策の充実)

- ① 放課後児童健全育成事業(運営費)
- ア 運営費補助基準額の増額【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額を行う。

(イ)補助基準額(案):4,306千円(3,744千円)※児童数36~45人の場合

イ 長期休暇期間中の受入れ支援【新規】

(ア)事業内容

夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助を行う。
(イ)補助基準額(案):17千円[1支援の単位あたり日額]

② 放課後子ども環境整備事業(放課後児童クラブ設置促進事業(既存施設の改修等)及び放課後児童クラブ環境改善事業(備品購入等))

ア 放課後児童クラブの防災対策【拡充】

(ア)事業内容

既存施設を活用して実施している放課後児童クラブの防災対策として、改修・設備の整備・修繕及び備品の購入を行う場合について、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業の補助対象とする。

(イ)補助基準額(案):

- (i)放課後児童クラブ設置促進事業 12,000千円(12,000千円)
- (ii)放課後児童クラブ環境改善事業 1,000千円(1,000千円)

イ 一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の促進

(ア)事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置する際に、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進事業及び放課後児童クラブ環境改善事業による補助に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

(イ)補助基準(加算)額(案):1,000千円(1,000千円)

ウ 幼稚園・認定こども園等の活用の促進

(ア)事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費(設備の整備・修繕及び備品の購入)の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):5,000千円(5,000千円)

③ 放課後児童クラブ障害児受入推進事業

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,748千円)

④ 放課後児童クラブ運営支援事業

ア 賃借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,996千円(3,052千円)

イ 移転関連費用補助【拡充】

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して受入児童数を増やす場合に加え、民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの防災対策として、より耐震性の高い建物に移転する場合についても対象とし、その移転に係る経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):2,500千円(2,500千円)

ウ 土地借料補助

(ア)事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

(イ)補助基準額(案):6,100千円(6,100千円)

(ウ)補助対象:施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人等以外の民間団体等

⑤ 放課後児童クラブ送迎支援事業

(ア)事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):466千円(454千円)

(2)質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

(ア)事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

(i)家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※1)を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。 ※1 職員は当該全ての業務の主担当でなくともよい。

(ii)または、(i)に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員(※2)を配置し、うち1名以上を常勤職員(※3)とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。 ※2、3 職員及び常勤職員は(i)の業務や地域との連携協力等全ての業務の主担当でなくともよい。

(イ)補助基準額(案):(i)1,541千円(1,581千円) (ii)2,904千円(2,932千円)

② 障害児受入強化推進事業【拡充】

(ア)事業内容

障害児受入推進事業による職員1名の加配に加え、障害児5人以上の受入れを行う場合に、追加で職員1名を加配するための経費の補助を行っているが、当該要件を障害児3人以上の受入れを行う場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員(看護師等)の配置等に要する経費の補助を行う。

(イ)補助基準額(案):1,796千円(1,748千円)

※医療的ケア児がいる場合の支援 3,847千円[1支援の単位当たり年額]